

# 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は株式会社両毛システムズと称し、英文では、RYOMO SYSTEMS CO., LTD. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータによる受託計算処理サービス
2. 通信回線による付加価値通信網サービス
3. ハードウェアの開発、製造、販売
4. 事務処理計算及び科学技術計算に関するソフトウェアの開発、販売
5. 情報処理システムの導入及び運用に関するコンサルティング
6. コンピュータ及びコンピュータ関連機器並びにパッケージソフトウェアの販売、賃貸、設置工事、保守管理
7. 情報処理システムの保守及び運用管理
8. コンピュータのデータ入力
9. 労働者派遣事業
10. 情報処理技術者要員の教育、訓練、指導
11. 水道・ガス・電気等の検針
12. 集金代行業務及び料金収納代行業務
13. 通信ネットワークを利用した物品の販売
14. 通信ネットワークを利用した広告宣伝事業
15. 前各号に付帯又は関連する顧客の仲介及び斡旋
16. 前各号に付帯関連する一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当社は本店を群馬県桐生市に置く。

### 第4条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

### 第6条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は100株とする。

### 第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

#### 第10条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によって予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

#### 第11条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他の株式又は新株予約権に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第12条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

#### 第13条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がその任に当たる。

#### 第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決する。

#### 第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第17条 (取締役会の設置)

当社は取締役会を置く。

#### 第18条 (員数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。

#### 第19条 (選任)

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。

2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあら

- かじめ監査等委員の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。
- 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
  - 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

#### 第20条（任期）

- 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 当社の監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（代表取締役及び役付取締役等）

- 取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
- 取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役相談役・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。
  - 取締役会の決議により相談役及び顧問を定めることができる。

#### 第22条（報酬等）

取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

#### 第23条（取締役会の招集権者及び議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。
- 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がその任に当たる。
  - 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
  - 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
  - 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議の方法）

- 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもってこれを決する。
- 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

#### 第25条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第26条（責任免除）

- 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### 第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

### 第28条（監査等委員会の設置）

当社は監査等委員会を置く。

### 第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第30条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。

但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第31条（監査等委員会の決議の方法）

当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第32条（監査等委員会規程）

当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### 第33条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

### 第34条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第35条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第36条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

## 第7章 計 算

### 第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第38条（剰余金の配当等）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

2. 当社は、毎年3月31日及び9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることができる。

### 第39条（配当金の除斥期間）

配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金については、利息をつけないものとする。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第47回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第47回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。